

さあ、山へ行くじー！

造林補助制度のご案内



1 ha 当り 675 本のカラマツが生えていましたが、間伐して 450 本となり、林内が明るくなりました。



間伐木を運び出し販売し収入を得ることもできます。



間伐前はん木やツルが生い茂っています。

長野県では、森林整備を推進する森林所有者や事業者の皆さんを応援するため、さまざまな支援を行っています。

造林補助制度とは？

造林補助制度は植栽、下刈、除伐、枝打ち及び間伐などに森林整備に対する補助制度です。

どんな手入れをすればいいの？

手入れを行う面積は〇・一ヘクタール以上必要です。また、間伐する場合は、十本のうち三本以上の伐採が必要となるなどの条件があります。

補助金はどのくらいもらえるの？

内容によって異なりますが、一ヘクタール当り八百本のカラマツ林で三十パーセントの間伐をした場合、約十万円の補助金が得られます。

森林整備を行いたいが、機械は無いし、やり方が分からない・・・

森林組合、林業事業者等のプロにお願いすることが出来ます。もちろん森林所有者自らが行っていたとしても結構です。

佐久地域の森林組合

- 佐久森林組合（佐久市）電話〇二六七（二二）八五〇一
- 南佐久北部森林組合（佐久穂町）電話（八六）四二〇二
- 南佐久中部森林組合（小海町）電話（九二）二〇七〇
- 南佐久南部森林組合（川上村）電話（九七）二五一八